

# <決算参考資料>

■ 資料－1 令和2(2020)年度決算資料(計数編)

■ 資料－2 地方公共団体健全化法 関係資料

■ 資料－3 財政指標及び用語の解説

## 令和2(2020)年度決算資料（計数編）

## I. 決算の状況

(単位:千円)

## ① &lt;一般会計&gt;

区分	2年度	元年度	30年度 (参考)	増減額 (+元)	増減率 (同左)
1歳入総額 (A)	105,814,270	78,685,678	72,643,911	27,128,592	34.5
2歳出総額 (B)	104,089,028	77,675,261	71,498,706	26,413,767	34.0
3歳入歳出差引額(A)-(B)=(C)	1,725,242	1,010,417	1,145,205	714,825	70.7
4翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	552,414	240,014	340,912	312,400	130.2
5実質収支 (C)-(D)=(E)	1,172,828	770,403	804,293	402,425	52.2
6前年実質収支 (F)	770,403	804,293	753,647	△33,890	△4.2
7単年度収支(E)-(F)=(G)	402,425	△33,890	50,646	436,315	

## ② &lt;特別会計&gt;

会計別	収入額 (A)	支出額 (B)	収支差引額 (A)-(B)=(C)	繰越すべき 財源 (D)	実質収支額 (C)-(D)=(E)	前年実質 収支額(F)	単年度収支 (E)-(F)=(G)	
特別会計	国保	18,439,381	18,259,656	179,725	—	179,725	158,169	21,556
	後期高齢	3,094,031	3,092,866	1,165	—	1,165	1,414	△249
	介護保険	14,792,300	14,592,515	199,785	—	199,785	149,742	50,043
	中小企業	26,776	26,776	—	—	—	9	△9
	鴻池財産区	10,630	10,570	60	—	60	58	2
	荒牧財産区	13,736	13,116	620	—	620	55	565
	新田中野財産区	10,980	10,915	65	—	65	46	19
合計		36,387,834	36,006,414	381,420	—	381,420	309,493	71,927

## ③ &lt;公営企業会計&gt;

(総収益) (総費用) (純利益・損失) (当年度末処分利益剰余金又は当年度未処理欠損金) (前年度繰越利益剰余金又は前年度繰越欠損金)

企業会計	病院事業	13,961,460	12,995,855	965,605	△4,193,092	△5,158,697
	水道事業	3,447,292	3,306,750	140,542	955,602	568,968
	工業用水道事業	343,486	240,191	103,295	544,626	351,769
	下水道事業	4,475,844	4,074,850	400,994	802,960	1,302
	交通事業	2,240,913	2,304,940	△64,027	△465,481	△401,454
	モーター・ボート競走事業	18,740,197	17,973,805	766,392	924,755	158,363
	合計	43,209,192	40,896,391	2,312,801	△1,430,630	△4,479,749

※企業会計は、仮受・仮払消費税を除く

## II. 主な財政指標(普通会計ベース)の推移

(単位:%、千円)

	H28	H29	H30	R元	R2	2-元 (2/元)
経常収支比率	93.9	94.4	94.3	94.8	93.2	△1.6
人件費	24.9	25.6	25.5	25.9	26.1	0.2
扶助費	14.4	14.9	14.9	15.4	15.0	△0.4
公債費	16.5	16.6	16.4	15.5	14.9	△0.6
物件費	14.1	14.1	13.9	13.9	13.8	△0.1
維持補修費	0.9	0.7	0.7	0.6	0.6	—
補助費等	12.4	11.9	11.5	11.5	10.7	△0.8
貸付金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	—
繰出金	10.7	10.7	11.5	12.0	12.1	0.1
財政力指数	0.83	0.83	0.83	0.83	0.83	—
財政調整基金現在高	7,707,685	7,610,810	7,305,866	5,857,601	4,969,152	(84.8)
地方債現在高	62,396,949	60,647,257	58,545,872	59,448,108	60,794,902	(102.3)
普通債(*)	30,733,901	28,379,562	25,751,129	26,989,200	28,666,351	(106.2)
特例債(*)	31,663,048	32,267,695	32,794,743	32,458,908	32,128,551	(99.0)
標準財政規模	40,030,324	40,550,291	40,965,473	41,330,214	42,999,931	(104.0)

\* 普通債とは、特例債以外の地方債をいう。

\* 特例債とは、臨時財政対策債、減収補てん債、減税補てん債の合計をいう。

\* 端数処理のため、合計額が一致しない場合がある。

## III. 財政健全化判断比率

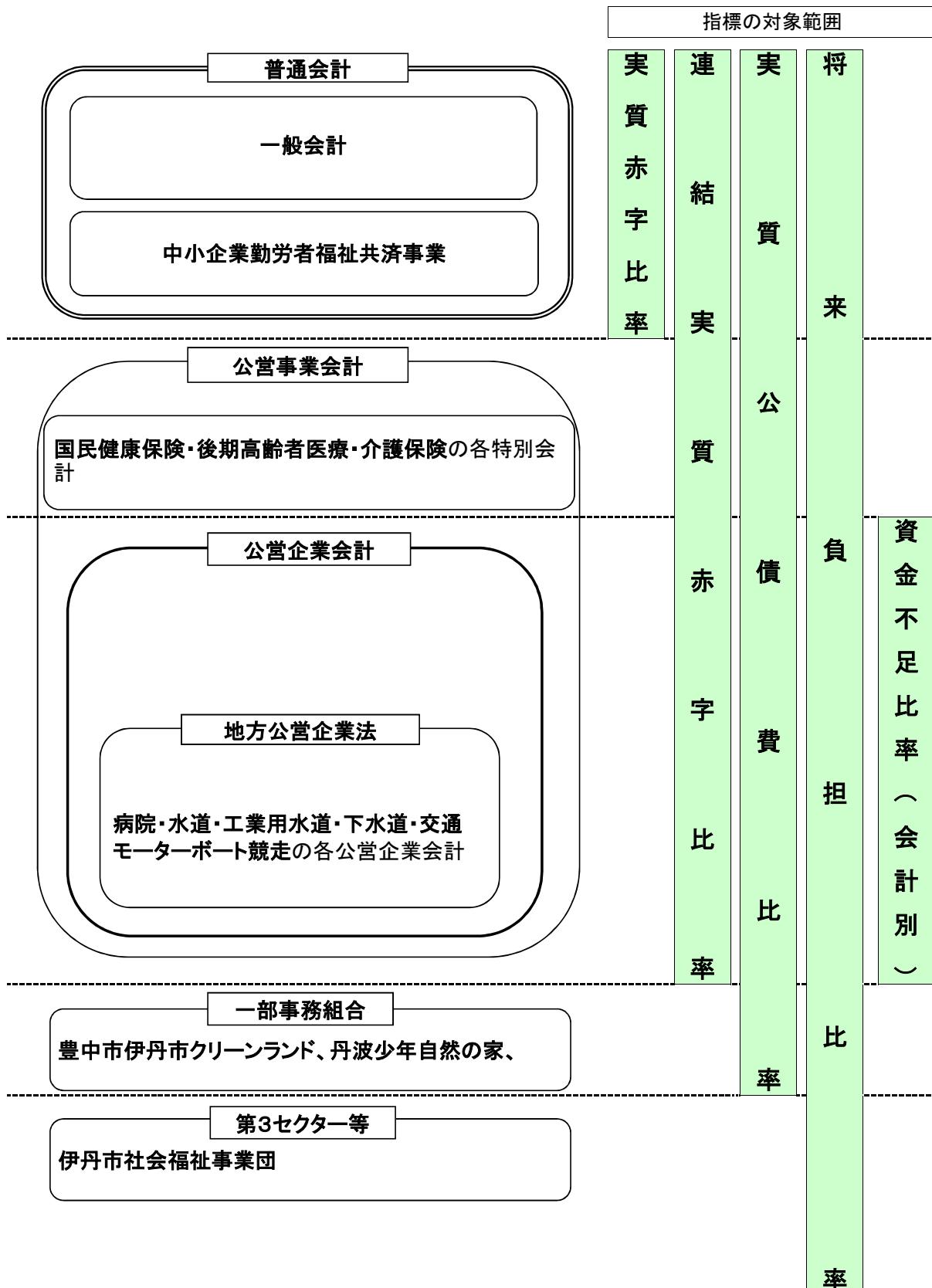
(単位:%)

	R元	R2	差	
実質赤字比率	—	—	—	・早期健全化基準 11.39% ・財政再生基準 20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	・早期健全化基準 16.39% ・財政再生基準 30.00%
実質公債費比率	5.9	5.1	△0.8	・早期健全化基準 25.0% ・財政再生基準 35.0%
将来負担比率	—	—	—	・早期健全化基準 350.0%
資金不足比率	—	—	—	・経営健全化基準 20.0%
病院事業会計	—	—	—	・長期借入金残高 80,000千円
水道事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	
交通事業会計	—	—	—	
下水道事業会計	—	—	—	
モーターボート競走事業会計	—	—	—	

\* 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率及び資金不足比率については該当なし

# 地方公共団体財政健全化法 関 係 資 料

## 伊丹市における財政健全化法の対象範囲のイメージ



## 健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額:  
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額: イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

- イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}{(3か年平均) \text{ 標準財政規模 } - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 準元利償還金: イからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{将来負担額}) - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高  
 ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)  
 ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額  
 ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額  
 ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額  
 ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額  
 ト 連結実質赤字額  
 チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

- ・ 充当可能基金額：イからヘまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業)=(流動負債-控除企業債等-控除未払金等-控除額-控除引当金等-PFI建設事業費等)+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-(流動資産-控除財源-控除額+貸倒引当金)-解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業)=(繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)-解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

- ・ 事業の規模：

事業の規模(法適用企業)= 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業)= 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

## 財政指標及び用語の解説

---

---

### ○ 一般財源

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といふ。

一般的には、市税、地方譲与税、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、自動車取得税交付金などを一般財源といい、特に、市税、地方譲与税、地方交付税をもって一般財源を代表させことが多い。

地方公共団体が自主的判断で、地域の実態に即応した施策を行うためには、一般財源が多く確保されることが望ましい。

### ○ 経常的経費

経常的経費は、歳入における経常的収入に対応するものであって、年々継続して固定的に支出される経費のことである。

おおまかに言えば人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費が経常的経費というが、人件費のうち定年による退職以外の退職手当（勧奨退職など）、公債費のうち繰上償還金などは臨時の経費に属する。

一般財源によって賄われる経常的経費の増大は、財政構造を悪化させ財政運営上危険性をはらんでいる。しかし、行政サービスに直接関係のある経費を極端に削減することは、その目的とする行政活動そのものに支障をきたすこととなる。したがって、経常的経費が少ないことは望ましいが、その削減にあたっては住民サービスを極力低下させないような方法で行うべきである。

### ○ 経常的収入

経常的収入とは、地方公共団体の収入で毎年度連続的に、また、安定的に確保できる見込みのある収入のことという。

経常的収入の多寡は、歳入構造の安定性を表わす指標となるものであるが、行政水準の向上を継続して維持するためには、経常的収入が行政活動の進展に対応して増加していくことが望ましい。

経常的収入の代表的なものは、市税、地方交付税であるが、市税のうち都市計画税、適用期間のある超過課税は臨時の収入であり、地方交付税でも特別交付税は臨時の収入に分類される。

経常的収入は、経常的経費を賄って、なおある程度の余剰があることが望ましいとされ、経常的経費が経常的収入を超過した場合は、経常的経費を他の臨時の収入で賄う以外に方法はなく、必然的に建設事業など臨時の経費を賄う財源の確保が困難となるので留意する必要がある。

いずれにしても、歳入総額の中に占める経常的収入が多ければ多いほど、当該団体の歳入構造は安定的であるということができる。

## ○ 経常収支比率

経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源の額}} \times 100 \quad (\%)$$

人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。

まず経費を臨時の経費と経常的経費に分類し、それぞれに充当すべき特定財源を充当する。残余に臨時一般財源を充当し、なお不足する部分を経常一般財源で補うこととなる。こうしたことからすると、経常経費に充当した経常一般財源の残りが多いほど臨時の財政需要に対して余裕をもつこととなり、財政構造に弾力性があることとなる。

地方公共団体の一般財源の収入は景気の変動に対応して収入の伸縮を図る自己調整能力が乏しく、反面行政活動の多様化などから、経常経費の伸びが著しく、収入の変動に対応して伸縮できる経費が乏しい状況にある。このような状況では、一層財政構造の弾力性の確保が必要となる。

なお、公営企業会計の経常収支比率は、普通会計の経常収支比率とは定義が異なる。

$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 \quad (\%)$$

この比率が、100%以上の場合には単年度黒字を、100%未満は単年度赤字をあらわすことになる。

## ○ 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる。

基準財政収入額は、地方公共団体が標準的に収入しうると考えられる地方税等のうち基準財政需要額に対応する部分とされ、市町村にあっては標準税率で算定した当該年度の収入見込額の100分の75の額とされている。

基準財政需要額は、地方公共団体が妥当かつ合理的な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を示す額とされている。

財政力指数は、1に近くあるいは1を超えるほど財源に余裕があるものとされている。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{ の } 3 \text{ 年度間の平均}$$

## ○ 標準財政規模

普通交付税を積算する際の市税・地方消費税交付金等の交付金・地方譲与税・交通安全対策交付金・普通交付税額を合計した、当該公共団体の一般財源の標準的な財政規模を示すものである。

〈地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政指標〉

## ○ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあっては11.25%以上～15%以上（伊丹市の令和2年度決算においては11.39%以上）、財政再生基準は市町村にあっては20%以上。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## ○ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあっては16.25%以上～20%以上（伊丹市の令和2年度決算においては16.39%以上）、財政再生基準は市町村にあっては30%以上。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## ○ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあっては25%以上、財政再生基準は市町村にあっては35%以上。

$$\frac{( \text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} ) - ( \text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} )}{\text{標準財政規模} - ( \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} )}$$

## ○ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準は市町村にあっては350%以上。

$$\frac{\text{将来負担額} - ( \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高} )}{\text{標準財政規模} - ( \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} )}$$

## ○ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率。経営健全化基準（早期健全化基準に相当する基準）は20%以上。

資金の不足額

事業の規模